

部局名： 健康福祉部

種別：福祉・福祉・健康

NO	区分	内容
1	支援名	介護サービス利用料の減免
2	支援開始日(期間)	減免の申請をした日が属する月の初日から6ヶ月以内。申請期間は、災害等が発生した日の属する月から起算して1年以内。
3	支援の内容	<u>床上浸水以上の被害</u> を受け、資産を活用しても生活の回復が著しく困難であると認められた場合、その被災割合に応じて介護サービス利用料を減免するもの。
4	活用できる方	要介護認定、要支援認定を受けた被保険者及び事業対象者
5	必要書類等	・介護保険等利用者負担額減額・免除申請書 ・罹災証明 ・その他必要な証明書類
6	手続き	健康福祉部介護保険課（本庁6階） 各総合支所市民福祉課
7	お問合せ先	介護保険課 電話：30-9036 FAX：36-6845